

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

オーストリア農村の「家族」と奉公人制度

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2015-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森, 明子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/5518

オーストリア農村の「家族」と奉公人制度

森 明子

一 はじめに

ヨーロッパの人々が「家族」というとき、そこにはどのような関係が期待されているのだろうか、また、その関係はどのような過程をへて作り上げられてきたのだろうか。本稿はこのような問題関心から、オーストリア農村における具体的な家族の例を記述し、考察するものである。

ヨーロッパの家族は、しばしば近代社会のモデルを構成する要素として位置づけられる。それでは「家族」という語は、ヨーロッパにおいていつごろから用いられるようになったのだろうか。オットー・ブルンナーは、有名な論文の一節で次のように述べている。

家族というこれほど自明のことながらについてドイツ語が固有のことばをもっていないということは、それだけで

もわれわれの感覚にとって極めて異様なことである。ほかでもない家ということばが用いられていたのである。……一八世紀にいたってはじめて、ファミリーエということばがドイツ人の日常語にはいつてきて、われわれが今日それに結びつけている独特の情感を付与されることになった。その前提となったのは、明らかに、総体としての家から、より小さな都市の小家族が解放された、ということであった。……今や家が経営と家庭に分裂したことにより、経営の「合理性」と家族の「情緒性」が対峙するようになった「ブルンナー 一九七四、二六一」⁽¹⁾。

ブルンナーは、「家」と「家族」に古いヨーロッパの経済と新しい市場経済との対比を見いだそうとしている。ここで、「家」とは農村に見られる家政＝農業活動の全複合体を示すものであると述べられる。しかし、「家族」について、ブルンナーはほとんど何も述べていない。ヨーロッパの民俗文化において用いられている家族という語については、いままであまり問題にされることになかったように思われる。しばしば自明のこととしていわれる家族の「情緒性」も、多くの人にとってはかなりあまいイメージにすぎない。

私が調査したオーストリアの農村では、日常の生活を共同にする人々の集団を示す語として「家族」Familie が用いられることはほとんどない。「家族」という語が用いられる例として、たとえば写真を示して「家族だ」という場合があるが、このような写真には、たいてい他出した子弟が含まれている。話しことばでもないが「家族」という語が常套的に用いられる例としては、手紙の宛名がある。クリスマスや復活祭その他の祝日は、親しい者にカードを出す機会で、宛名には好んで「○○の家族へ Familie XXXX」と書く。その場合、家族の名前としてとりあげられる固有名詞は女性の名前で、たとえば「マリア フィッシャーの家族へ」というぐあいである。名前を宛名として書かれる女性は、主婦の場合も世帯主の母親の場合もあるが、この宛名によって意図されているのは、彼女を中心とした複数の人々である。宛名として書かれる女性が世帯主の母親である場合、想定されている者の範囲は、彼女と彼女の夫、子供である世帯主とその妻子、さらに他出した子供（世帯主のキョウダイ）とその配偶者および子どもまで広が

る。すなわち、母親の名前を冠した「家族」として、複数の世帯にまたがる人々が含まれているのである。さらに、同じ差出人が同じ内容のカードを、世帯主の母親の名前を冠したものと、同じ家屋に住む世帯主の妻の名前を冠したものと別々に出す場合もある。この場合は、一人の女性をそれぞれ核として部分的に重複するふたつの「家族」が意図されていて、世帯主はその双方に所属することになる。

このように、人々が「家族」という語を用いている例を具体的にとりあげてみると、「家族」が生活を共同にする人々の集団を意味する語でないことは明らかである。人々にとって、「家族」とは何を示す語なのだろうか。

これに関連して注目されるのは、「家族」と認め合っている人々はたとえ生活を共同にしなくても、相互的な行為をともなうアクション・グループを形成していることである。そこで、この事例を具体的に記述することによって、人々にとって「家族」がどのような意味をもつ語なのかを考えていきたい。

調査地はオーストリア共和国、ケルンテン州のN教区である。N教区では「家族」Familieと「家」Hausという語が、それぞれ異なる文脈で用いられる。そこで、本稿の用語についてかんたんに整理しておこう。

N教区の「家」Hausという語は、ブルンナーが「総体としての家」ないし「全き家」das ganze Hausと呼んだ家政Ⅱ農業活動の複合体であると考えられる。本稿ではこれを「家」と表記する。「家」は、土地、建物、家畜、農機具、そこに住む人々すべてを含んでいる。日常生活のさまざまな場面において、「家」という語が土地や家屋などの財産を示す語として、あるいは人々の集団を示す語として用いられる場合があるが、そこで重要なのは、農業経営の単位となるひとまとまりのセットをなしていることである。⁽²⁾

一方、「家族」については以下の記述で明らかにしていくのであるが、本稿で「家族」と表記するのは、調査地の人々が家族 Familie という場合に限ることにする。そして、日常の生活を共同にする人々の集団をさす語としては、生活共同集団を用いる。⁽³⁾

次章からは、まず「家族」がどのような集まりであるのか、あるいはどのような関係であるのかについて述べ、つづいてそれがいかに形成されたのか、過程を跡づけていく。この記述を通して、「家族」が生活共同集団を示すものではなく、サービスを共有する複数の生活共同集団の間の関係であることが示される。次に、「家族」を地域の社会的・経済的な動態の中に位置づけてみたい。そこで、サービスを共有する「家族」は、ほんらいは「家」という一個の生活共同集団の成員間の関係であること、それが今日の社会変化の文脈において複数の生活共同集団間に結ばれる関係として現れてきていること、そこに奉公人制度が少なからず介在していることが示される。結章では、今日地域社会において展開しつつある問題を、「家族」という関係から読みとく可能性を示唆して、むすびにかえたい。

なお、本稿においては具体的な一つの事例についてできるだけ詳細にとりあげるといふ方法をとっている。それは個別の事象を綿密に、社会的な文脈の中で記述することによって、事例の数に限られることになっても、遠近画法のように立体的な記述ができるのではないかと考えるためである。

二 N教区における「家族」

二一 「Zの家族」——家庭内のサービスの共有

ここでとりあげる「家族」は「Zの家族」と呼ばれている(図1参照)。Zは一九〇一年に生まれた女性の名前である。彼女が出産した一三人の子供のうち、三人は出産後まもなく死に、一〇人(a~j)が成人した。また、娘bと娘eが未婚で子供を出産し、Zはこの二人の孫(k・l)も養育した。年齢差からみると、a・bとi・jはキョウダイだが親子のようであったし、h・i・jとkはオジ・オバとメイの関係だがキョウダイのようであった。同じようにiとkはそれぞれlのオバでありイトコであるが、親子のようであった。しかし、Zとの関係においては、a~lの二二人がZを母とするキョウダイとして養育された。彼らは順次結婚し、それぞれがN教区の周辺に家を建て

て、新しく生活共同集団を形成した。「Zの家族」は、これら一二の生活共同集団から構成され、「家族」としてaとIとそれぞれの配偶者および子供を含んでいた。さらに、aとIのそれぞれの子供（Zの孫）が結婚して新しく生活共同集団を形成すると、その配偶者や子供も「Zの家族」にとりこまれ、こうして「Zの家族」は次第に拡大していった。

一九八六年にZが亡くなったとき、Zには一〇人の子供(aとj)、五一人の孫(k・iを含む)、四六人の曾孫があった。それぞれの配偶者を合わせて「Zの家族」と考えられていた人々は、この段階で一〇〇人以上に達していたことになる。ところで、「Zの家族」が拡大していった時期には、Zの夫Yはすでに亡くなっていた。「Zの家族」に関する聞き取り調査では、「家族」の一員としてYの存在はほとんど語られなかった。「Zの家族」という意識は、Yの死後、未亡人となったZを中心として強くなったように見える。ここでは「家族」が、子供たちのそれぞれの生活共同集団を結びつける関係としてとらえられているからである。「家族」を構成するそれぞれの生活共同集団の間に、実際にどのような関係があったのか、述べていこう。

「Zの家族」というのは、単に親子関係を系譜でたどっていったものではなく、能動的に互いを「家族」と意識している人々の結びつきであった。彼らは、それぞれがZのもとを訪れ、そこでさまざまな情報交換を行なった。いつ誰がくると決めていくわけではないが、日曜日の午後には、つねに二〇人〜三〇人がZのもとに集まった。それは「Zの家族」の一員であることを互いに確認する機会であったといえよう。このような「日常的な」機会とは別に、Zの誕生日、母の日などの特定の機会には、一〇〇人近くがZのもとに集まって祝いをした。

母のもとで顔を合わせたキョウダイは、それぞれの生活で必要なもの、不要になったものの交換を行なった。子供の学校用品や玩具、衣服などの交換がひんばんに行われたが、品物のやりとりばかりでなく、互いの子供の育児・養育や病人の介護も、キョウダイの生活共同集団において代行されることがあった。養育や介護の肩代わりは短期間だ

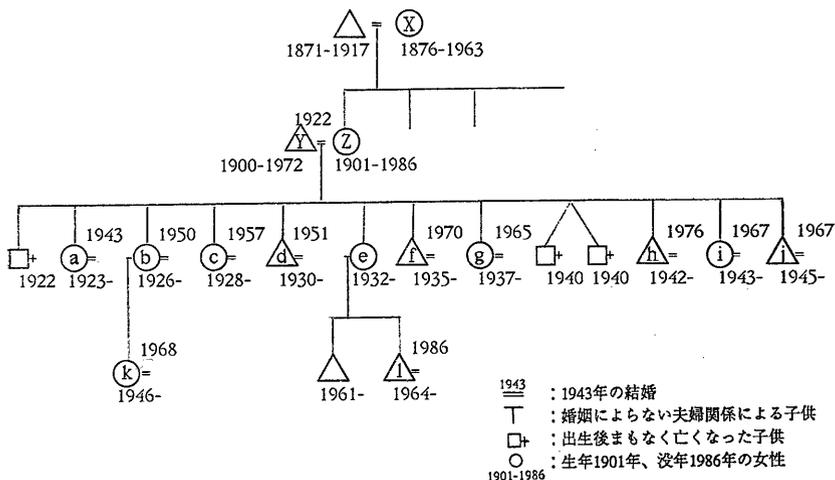


図1 「Zの家族」の系譜関係

けの場合もあったが、長期にわたる場合もあった。後者の場合、育てられたオイ・メイと育てたオジ・オバは、親子関係になくても相互に親子のような親しい関係を維持し、やがてオイ・メイが独立して自己の生活共同集団を形成してからも強い関係を持ち続けることになった。注目されるのは、オイ・メイがオジ・オバのもとで養育されたことに対して、ほとんど否定的な意識が見られないことである。

たとえば、iとlのあいだには、育児・養育を介した密接な関係が続いている。lは生まれてすぐZのもとに引き取られて養育された。lは小学校を卒業した後は都市にある学校の寮にはいり、一六歳のときN教区にもどった。その後はオバにあたるiのもとで、iの二人の子供の兄として生活した。二二歳のとき結婚して、lの妻が相続する予定の家屋に生活共同集団を形成した。この家屋はiの家のすぐ近くにある。lもlの妻も日中働いているため、lの子供の世話は、lの妻の母とiがかかるがわる見ている。iにとってlは息子、lの子供は孫同然だという。また、lの子供の洗礼親はiの息子で、iの二人の子供とlは、互いにキョウダイ同様の意識をもっている。

このようにa〜lの「キョウダイ」(オジ・オバー・オイ・メイを含む)間には、そのときに柔軟に対応した助け合いが行われてきた。それは「○○のときに△△をする」というような明確な枠組みに規定されるものではない。それほどばかりでなく、場合によってはある生活共同集団の成員を別の生活共同集団に移動させることによって親子関係、キョウダイ関係を再構成し、しばしばそれが長期的に継続する。このように移動をとめない、生活共同集団を再構成するのは、とくに育児・養育と老人や病人の介護をめぐる助け合いの場合である。育児・養育や介護にともなう諸行為をサービスという語で総括しよう。

ここでサービスと表現した一連の諸行為は、食事を供す、ベッドを提供する、清潔を保つ、子供のしつけをする、などの機能を果たすもので、非常に多様である。それは生活共同集団内部において充足されることが期待されている諸行為の束の中に含まれるものである。ところでこのような諸行為・諸機能のひとつひとつを特定していこうとする試みが、生活共同集団を定義しようとする研究者によってしばしばなされてきた。当然のことながら、そこでとりあげられる諸行為・諸機能は、際限もなく細分化することになった。私がサービスという語によって諸行為を総括する意図は、何と何を行ったかということよりも、ある行為をめぐるまきおこされる当事者の間の関係を動態的に把握したい、というほんらいの問題関心にもどり、それに沿った方向で分析していこうとするためである。このような意図から、育児・養育や介護のサービスが注目されるのである。

さて「Zの家族」において、1が出生したときにeが自己の生活共同集団を形成していれば、1の養育というサービスはeの生活共同集団の内部で充足されるべきであった。しかしそれが充足されないために、1の養育はまず親元であるZの生活共同集団が、のちにはキョウダイであるiの生活共同集団が肩代わりしたのである。iの生活共同集団が、複数の候補の中でもその時点でもっとも都合がよいと判断されたためである。ある生活共同集団で充足できないサービスが、「家族」において充足されるのである。したがって、サービスの代行は助ける生活共同集団と助けら

れる生活共同集団との二者関係としてではなく、「家族」を構成する複数の生活共同集団によるサービスの共有関係として考えることができる。

このようなサービスをめぐるキョウダイ間の助け合いが、他の社会で見られないほど特異だと主張したいわけではない。しかし、サービスを肩代わりする受け皿がつねに用意されていること、それにもなつて生活共同集団への帰属をほとんど問題にすることなく子供や老人が生活共同集団の間を移動してしまうことは注目すべきである。当事者の間にためらいがほとんど見られないことから、このようなサービスの代行は、例外的なできごとではなく、社会的に認められた行為と考えるべきであろう。

さてZの没後、「Zの家族」が顔を合わせる機会はまれになった。「Zの家族」は、Zを母と考える人々の生活共同集団から構成され、育児・養育や介護というサービスを共有するアクション・グループは、Zを核として形成されていた。Zが亡くなり、このアクション・グループは核を失つたのである。

しかし、Zが亡くなったときにはすでに次世代の「家族」がほぼ準備されていた。たとえばZの娘iについてみると、iの二人の子供と1がiを核として親密なサービス共有関係を形成している。iの子供は未婚であるが、すでに結婚した1の妻と子供がこれに加わっている。一二人の子供を骨子とした「Zの家族」にくらべてその構成人数は少ないが、iを核とした「家族」が形成されつつあるといえよう。大晦日やZの墓参りなどの機会には、j・k・cも、それぞれの配偶者や子供をともなつてiのもとに集まつてきている。一方、iの姉aを核とした「家族」も、別に形成されている。aの夫は一九八八年に亡くなり、aの九人の子供は、長子が四六歳、末子が二五歳に達している。aの子供たちは、それぞれの配偶者や子供とともに、Zの生前はZのもとを訪れていたが、Zの死後、aのもとを訪れるようになった。aを核とし、aの子供たちを骨子とした「aの家族」へと移行しているのである。

このように「Zの家族」はZの死後、次の世代の母親を核とし、その子供たちを骨子とした複数の「家族」へと再

編成されつつある。新しい「家族」の構成は「Zの家族」と一部で重複しながら若い世代の生活共同集団を組み込んでいく。

さて、このような複数の生活共同集団を結びつけるネットワークが「家族」という名で形成され、再編成される過程は、夫婦と未婚の子供から成る生活共同集団の家族周期に対応していることに注意しよう。夫婦と未婚の子供から成る生活共同集団においては、子供が結婚して子供世代の生活共同集団が開始する時期と、親世代の生活共同集団が縮小していく時期が重なり合う。この時期に、子供たちの生活共同集団が母親を核として「家族」を構成するのである。「Zの家族」では、最初は母親のもとで行われた¹の育児・養育サービスが、「家族」という名のもとにやがてiの生活共同集団に肩代わりされた。やがて子供世代の生活共同集団が成熟し、孫世代の生活共同集団が形成されるころに、それまで「家族」の核であった母親(祖母)は老齢になる。

老齢になった母親(祖母)の介護も、「家族」の中でもっとも都合のよい生活共同集団が選ばれて、そこに母親を受け入れて行われる。それは娘の生活共同集団である場合が多い。Zはiの生活共同集団で介護を受けて亡くな⁴った。老齢の母親の介護は、彼女を核とする「家族」がサービス共有集団として機能する最後の重要な機会になる。

やがて彼女は没し、彼女の死によって核を失った「家族」は凝集力を失うが、そのころには彼女の娘が核となる次世代の「家族」がすでに輪郭をあらわしているのである。

「家族」の現出と家族周期の関連については、のちに再びとりあげることにしよう。その前に、このようなサービス共有関係が形成される背景について考えてみたい。

二―二 Zの子供たちの若年期——奉公と世帯構成

ここでは、Zの子供たちがどのように若年期を過ごしたのかに注目していこう。その過程に、育児・養育や介護サ

ービスを肩代わりする「Zの家族」のモデルがあると考えられるからである。

Zの夫Yは森林労働者として賃金を得ていた。ダム建設現場で働いたこともあった。妻Zと彼女の母Xは家にいて小さな畑を耕し、乳牛1頭と豚2頭を飼っていた。自家でできる食物と夫の稼ぎだけで多くの子供を食べさせていくことはできなかったし、また、その空間もなかったため、子供は幼児期までは自家で養育したが、まもなく他家へ出した。

N教区では、子供が他家に出されることはめずらしくない。子供は早ければ八歳で親元を離れた。八歳の子供は農家にひきとられて「養い子」Nietkindと呼ばれた。養い子には、朝、牛を牧地につれ出し、夕方畜舎につれ帰る仕事を与えられ、昼間は学校に行った。日曜日は、朝、教会に行ったあとは夕方まで自由な時間だったから、午後はしばしば親のもとに帰った。養い子は、こうして数年間を過ごし、小学校を終えた。

多くの牛を保有する農家では、養い子にさせるべき仕事と、養い子を生活させるだけの食物および家屋の空間的な余裕があるから養い子を受け入れたのである。養い子を受け入れた農家は、子供を「親にかわって養育し学校に行かせる」ので、養い子の労働に対して賃金が支払われることはなかった。

養い子は、学校を終えたとほとんどすべてが住み込む先を変えてこんどは奉公人 *Gerinde-Knecht-Magd* として働き始めた。ただし、農家の奉公人も、報酬としては食事と衣服を与えられる程度で、賃金が支払われることはほとんどなかった。養い子と奉公人はよく似ており、年齢に応じたひとつの段階としてとらえられていた。年齢による区分は、奉公人となって後も行われ、年長の奉公人を「大奉公人」*Grossknecht・Grossmagd* 年少の奉公人を「小奉公人」*Kleinknecht・Kleinmagd* と呼び分けた。養い子も奉公人も労働を条件として住み込む点で共通しており、いずれも一年〜数年で点々と生活の場所を変えた。⁽⁶⁾したがって、本稿の問題関心からは、養い子は広義の奉公人カテゴリーに含まれると考えられる。

Zの子供たちは、年長者から順に他家へ出された。その過程を世帯構成票(図2⁷⁾)に示した。図2について説明しよう。たとえば、aは一〇歳から一四歳まで隣の教区の農家で生活し、続いてN教区の農家に移って五年間働いたのち、一九四三年に結婚した。また、kについて見ると、彼はbの産んだ子供(庶子)だが、Zのもとで養育され、bは、出産後も農家奉公人として働いた。bは二四歳のとき結婚するが、当時四歳のkはそのままZのもとに留まった。一九五六年、bは第二子をともなつてZのもとにもどつた。夫との不和のためで、三年後再び夫のもとにもどつたが、このときもkはZのもとに残つた。一方、eは未婚だが二人の子供を得た。第一子は一九六一年にZのもとで出産し、eはすぐに子供とともに他出した。第二子lは都市で産まれたが、まもなくZのもとにひきとられた。このようにZの生活共同集団の成員ひとりひとりの移動を具体的に書き込んだ世帯構成票を作成することによって、集団としての動態を把握することができる。

図2で年少時の奉公先について見ると、教区内もしくは隣接する教区で、とくにキョウダイが同じところに奉公している例がかなりある。b・f・g、またe・iはそれぞれ同じ農家に奉公した。後者の農家は父Yの姉妹の婚家だった。iは最初教区内の農家の養い子となったが、そこでうまくいかなかったため、かつて姉eが奉公した叔母の家に移つたのである。このように年少の子供の奉公先は子供になじみやすいことを考慮し、親元から近いこと、事情がわかつていることが条件だった。

子供の年齢が高くなり、また時代が下るにつれて、奉公先はN教区の周辺から遠隔の都市へ、奉公の内容は農業奉公から工場や建設現場の労働へと展開した。ただしその場合もe・f・g・kは同じ工場で働き、やめるときも同時にN教区に帰つた。彼らは都市でも一緒に生活していた。

ここで、奉公によって変動する生活共同集団の構成と生活共同集団の成員数との関係を注意してみよう。図2をよく見ると、夫婦に次の子供(弟ないし妹)が生まれる前後に、八歳以上に達した子供(兄ないし姉)が他家に出される

表1 Zの生活共同集団の年齢区分別成員数

(5年おき)

	0 - 7 歳	8 - 12 歳	13 - 15 歳	16 - 19 歳	20 歳 以上
1922	0	0	0	0	3
1925	1	0	0	0	3
1930	4	0	0	0	3
1935	4	1	0	0	3
1940	2	2	0	0	3
1945	3	1	1	0	3
1950	3	1	0	0	3
1955	0	2	1	0	3
1960	0	0	0	0	3
1965	1	0	0	0	4
1970	1	0	0	0	3
1975	0	1	0	0	1
1980	2	0	0	0	3
1985	1	1	0	0	3
1988	0	2	0	0	2

というパターンが見いだせる。これによって生活共同集団の成員構成は変わるが、人数はほぼ一定に保たれることになる。生活共同集団の人数を年ごとに算出してみよう。その場合、若年期を八歳、一三歳、一六歳で区分することにする。これは、調査地の人々が一般的なめやすとしてしている若年期の区分である。八歳は、他家で生活することが可能

だと考えられる最少の年齢で、これより前に自家を出される例はまれである。一三歳は養い子から奉公人へ移行する年齢で、自家で生活する子供の場合も、それまで遊びとしてやっていた労働に責任が与えられ、家業に貢献することが期待される。一六歳になると、期待される仕事の能力は成人に準じたものになる。結果を五年おきに示したのが表1である。

表1で特徴的なのは、幼児の数に比べて少年期の子供の数が少なく、幼児数人がほとんどつねに成員として含まれていくことである。少年期の子供が少ないのは、この時期に奉公に出るためであり、幼児が継続的に生活共同集団内に存在するのは、幼児が成長して少年期に達すると、かわって次の幼児が養育されるためである。

全体として生活共同集団の成員数はほぼ一定に保たれている。また、労働能力の高い年代の成員数にはほとんど変動がなく、労働能力のほとんどない七歳以下で若干の成員数の変動が見られるにすぎない。生活共同集団全体の労働能力もほ

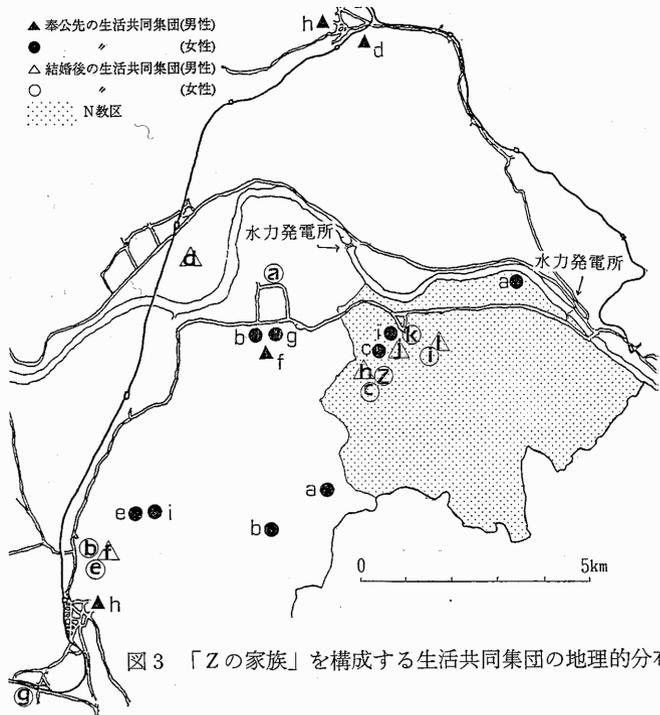


図3 「Zの家族」を構成する生活共同集団の地理的分布

子供たちは幼年期を過ぎると自家を離れて数年〜十数年間働き、期間は非常に短かった。また、キョウダイは次々と奉公に出ていったので、彼らが成長の過程で日常生活をともにすることはほとんどなかったといつてよい。キョウダイが顔を合わせる機会は、日曜の午後、自家にもどったとき

ぼ一定に保たれていると考えられる。ただし、世帯構成票で見ると、一九五五年から六〇年代にかけては、成人の数が増加している。このことは、当時N教区周辺で始まっていた水力発電所の建設にともない、自家から通勤できる場所に賃金労働の機会が与えられたことと、こうして獲得した現金により、一九二三年に建てられた家屋を改築して空間的な余裕もできたことが関連している。fとgは一九六一年に遠隔地の工場をやめてN教区に帰り、結婚するまで水力発電所の建設現場で働いた。Yも、この時期は同じ建設現場で働いた。

さて、これまでに、子供を奉公に出すことは生活共同集団の成員数を調節する制度であることを見てきた。その一方で、奉公は親子・キョウダイ関係にどのような影響を与えるだろうか。

で、それも帰宅の日時を約束することはなかったから、ひとりひとりについてみれば、月に一度顔をあわせる程度だった。奉公先の待遇にもよるが、この機会に、衣服の洗濯替えやほころびなどの世話が行なわれた。

奉公に出ているキョウダイと会う機会が日曜日の午後に限られ、しかもそれが特定の約束に基づくものではなく、流動的でありながら維持されていることは、前節で述べた「Zの家族」の結びつきとよく似ている。複数の生活共同集団を結んで、いわゆる家庭内的サービスを相互に行う「家族」と呼ばれる関係は、若年期の彼らが奉公先から生家にもどり、母親のもとで家庭内的サービスを受用していた関係の延長上にあるといつてよいだろう。また、「家族」を構成する彼らの生活共同集団はN教区の周辺に形成されている。その地点を地図上に示してみると、それは彼らが年少のときに奉公に出ていた範囲にはいる(図3参照)。このことから彼らの親子関係・キョウダイ関係は、若年期から奉公先の生活共同集団と親元の生活共同集団の間に結ばれていたのであり、それが後に複数の生活共同集団を結んだサービス共有関係を形成する伏線になったのだということができよう。このサービス共有関係が「家族」と呼ばれるのもそのためである。

二―三 生活共同集団の創設(1) ―― 家族周期とサービスの共有

前節で、「家族」というネットワークを構成する生活共同集団間の関係について述べたので、次にそのひとつひとつの生活共同集団がどのような特徴をそなえているのか見ていきたい。生活共同集団の家族周期から探っていくてみよう。

Zは一九二二年にYと結婚した。結婚後住んだ家屋はYが建てたもので、その土地はZの母Xのものだった。Zの父(Xの夫)は農民だったが早く亡くなり、Zの弟夫婦が「家」を相続した。相続に際して土地の一角を分与されたXは、これを娘のZ夫婦に譲って自分もともに生活した。Yは森林や建設現場で働いた。

	i	夫	息子	娘					
1967	∞ 24	∞ 23	0						
1968	25	24	1						
1969	26	25	2						
1970	27	26	3	0					
1971	28	27	4	1					
1972	29	28	5	2					
1973	30	29	6	3					
1974	31	30	7	4					
1975	32	31	8	5	i	夫	息子	娘	i
1976					33	32	9	6	
1977					34	33	10	7	
1978					35	34	11	8	
1979					36	35	12	9	
1980					37	36	13	10	16
1981					38	37	14	11	17
1982					39	38	15	12	18
1983					40	39	16	13	19
1984					41	40	17	14	20
1985					42	41	18	15	21
1986					43	42	19	16	22 [∞]
1987					44	43	20	17	↓
1988					45	44	21	18	

図4 世帯構成票：iの生活共同集団1967-1988

んでいる家屋を買い、一九七六年から住み始めた。この家屋は、夫の兄弟夫婦が建築途中だったもので、その後、壁の塗装や階上の建築など、夫がほとんど自分で家づくりをし、五年後に住める状態になった。

夫は二〇年間、他の州やドイツなどの遠隔地の建設現場で働いた。建設労働は昼と夜のシフト制で、一〇日間昼間のシフトで働いて五日間休み、一〇日間深夜シフトで働いて五日間休みを繰り返すのである。遠隔地の現場で働いているときは、シフトの間の休みと年二回の休暇（夏季とクリスマスに二週間ずつ）以外は自家に帰れないので、いわゆる出稼ぎ家庭になった。夫の留守中、iは二人の子供をとまなべてZを訪れた。このように成員が過少なiの生活共同集団に、一九八〇年、学校を終えたjが加わった。出稼ぎのために不安定になりがちなiの生活共同集団にとって、Zを

この生活共同集団は、一九八六年のZの死によってひとつの世代が終焉した。同じ家屋で、すでに一九七六年に次世代のhの生活共同集団が開始した。このとき、Zの夫Yはすでに没し、他の一人の子供はすべて他出していた。前世代の家族周期と次世代の家族周期は母親Zの存在によって一〇年間重なっている（図2参照）。

他出した子供たちはそれぞれ生活共同集団を創設した。その中から、ここではiの例をとりあげよう（図4参照）。

iは九歳から奉公に出て、一九六七年に結婚した。夫はN教区の農家の非相続者で、iの弟jとともに早くから建設現場で働いていた。i夫婦は結婚後数年間はN教区にある公共住宅に間借りしたが、⁽¹⁰⁾一九七一年に現在住

訪れ、あるいはIを受け入れる「家族」の関係は重要だった。なお、一九八八年の調査時、iの夫は毎日N教区の自家から建設現場に通っていた。それは、このときまたま自家から一〇キロメートルほどの地点に二年工期のダム建設があったためで、二年後、夫は再び遠隔地の現場に赴く予定である。

iの生活共同集団を例にとりあげたが、他のキョウダイの生活共同集団もiの生活共同集団とよく似た経過をたどった。すなわち、夫が建設現場の労働者として働き、その賃金によって生活すること、夫はしばしば出稼ぎ労働になること、長い年月をかけて自分の家屋を建てることなどである。現在は、それぞれの生活共同集団で成長した子供が婚出し、次の世代の生活共同集団を創設しつつある。

ここで「家族」と呼ばれるネットワークを構成したのが、結婚によって創設され、夫婦と未婚の子供から成る生活共同集団だったことに注目したい。hの生活共同集団のみが当初Zを含んで開始し、Zを含むこの生活共同集団が、ネットワークの中心になった。

さて、夫婦と未婚の子供から成る生活共同集団は、とくに家族周期の初期と末期に成員数が少なく、育児や老人の介護をめぐって必要なサービスを自己充足できないことがしばしば起こる。「家族」という名でサービスを共有するネットワークが重要な機能を担う素地がここにある。

実際、ネットワークとしての「家族」がもつとも強く意識されたのは、子供世代の家族周期の初期と親世代の家族周期の末期が重なり合っている時期であった。このとき、若い世代の生活共同集団で生まれた子供の養育や未婚の姉妹が産んだ子供（庶子）の養育、さらに老齢になった母親の介護をめぐって、複数の生活共同集団の間にサービス共有関係が現出した。とくにN教区では結婚するときにはすでに一人二人の子供を出産していることがめずらしくなく、妊娠してから結婚する例はさらに多い。そのため、育児・養育は生活共同集団の創設と同時あるいはそれ以前に必要なのである。

それぞれの生活共同集団は他の生活共同集団とのサービス共有関係によって支えられているのであり、このサービス共有関係は、新しく創設される生活共同集団を次々に取り込むことによってますます活性化し、広がっていくのである。

この節では、結婚によって創設される生活共同集団にとって、サービスを共有するネットワークが非常に重要であるということ述べてきた。ところで、このネットワークを「家族」と呼ぶ背景には、かつての奉公人とその親元との関係があることを、すでに前節で述べた。生活共同集団の創設とサービスの共有関係の結びつき、サービスの共有関係と奉公人の生活との結びつきを述べたので、生活共同集団の創設と奉公とはどのような関係で結びつくのかについて、次の節で見ていくことにしよう。

二一四 生活共同集団の創設(2) —— 奉公から賃金労働へ

結婚によって創設される生活共同集団は、農家の相続者の生活共同集団が当初から保有しているような経済的な基盤を保有していないから、生活共同集団が展開していくために必要なコストを外に求めなければならない。「Zの家族」において、その手段は賃金労働だった。このような賃金労働は、若年期の奉公とどのように結びつくのだろうか。

二一二節において、子供たちの年齢が高くなるにつれて、また時代が下るにつれて、農業奉公から工場や建設現場の労働へ、働く場所と内容が移行していることを見た。その場合、工場や建設現場の労働は、未婚の子供が親元から離れて行く奉公の延長として考えられていた。しかし、以下に述べるように、人々の意識において奉公と賃金労働、奉公人と労働者とがつねに同一線上に位置づけられるわけではない。そこには微妙な連続と不連続が同居している。

Zの子供たちが養い子として他家へ出されたとき、その目的は自家の生活共同集団の成員を減らすことであって、賃金獲得とはいえない。その後、彼らは奉公先を何度か変えていった。

たとえば一九四〇年ころ、aやbはN教区の周辺で農業奉公人として働き、やや遅れてcは教区内の地主の家で料理奉公人になった。これに対して二〇年後の一九六〇年に、iは都市に家事奉公の口を見つけた。

同じように奉公と呼ばれても、教区周辺の農家で畑仕事や家畜の世話をする農業奉公と都市の家事奉公では、奉公人の生活にかなりの相違があった。農業奉公人は、奉公先で生活していくために必要な衣食住以外は、現金による報酬はほとんど得なかったのに対し、家事奉公人は、奉公先の負担で生活しながら現金も得て、それを積み立てた。その上、後者は仕事の内容が家事を習う若い娘にふさわしく、都市にも生活できるという条件のために、結婚準備期の女子の奉公として好まれた。

都市の家事奉公に賃金労働の要素はかなり入り込んでおり、この場合、奉公と賃金労働とは不可分だった。一方、e・f・g・kの工場労働、c・i・kのホテルメイド、jの建設労働は、明らかに賃金獲得を目的とし、奉公と呼ばれることのない労働だったが、彼らはこれも若年期の奉公という文脈の中で語った。工場や建設現場での労働は農業奉公の、ホテルメイドは家事奉公のそれぞれ延長線上に位置づけられた。彼らにとつて、若年期の賃金労働は広義の「奉公」カテゴリーに含まれたのである。

しかし、結婚後の労働は結婚前の労働と不連続である。結婚前の賃金労働が奉公という枠組みにおいて認識されているのに対し、結婚後の労働は奉公というカテゴリーからは除外される。奉公人は未婚者であることが前提条件であるが、結婚後の労働は、生活共同集団に直接結びつく。後者は奉公とは別の、新しい範疇の賃金労働である。

具体例に即して見ていこう。結婚前に奉公していた女性が結婚後も働きに出ることはほとんどない。一方、男性は結婚後の方が結婚前よりも、賃金労働に従事している例が多い。a～iの生活共同集団の男性は、結婚当初から家屋を保有した1を除いて、他のすべてがダムや道路の建設現場か森林の労働者として生計をたてた。とくにhは数年間肉屋で修行して専門的な訓練を積んだにもかかわらず、森林労働者として働き始めた。それが効率のよい現金獲得手

段だからである。

このように賃金労働によって主たる生計をたてている生活共同集団は、働いている当人ばかりでなく、生活共同集団そのものが「労働者」Arbeiterと呼ばれる。N教区において、労働者という名詞形は、主としてこのような生活共同集団を示し、結婚前に賃金労働をしている若年者に対して用いることはない。若年者は、人々の意識において奉公人のカテゴリーに属するのである。労働者と奉公人とは、前者が生活共同集団を維持する点で不連続である。

労働者と奉公人との相違を、労働者も明確に意識している。そして、このような労働者の自己意識の抛り所として、家屋が注目される。

労働者が自らの家屋を建てようとする目的意識は非常に強い。彼らがより高額の賃金を求めて出稼ぎをするのも、そのためである。建設現場で働く労働者は、教区周辺の町にある派遣会社に属していて、会社の仲介によって方々の現場に派遣される。ダム建設は収入はよいが危険も多く、遠隔の現場になることが多い。一方、道路作業は教区周辺の現場で危険も少ない点が好ましいが、賃金は安い。労働者は六〇歳になれば年金生活にはいるので、自分の年齢を計算しながら計画的に出稼ぎに出る。

iの夫が長い時間をかけて家屋を建築したことを述べたが、多くの労働者の生活共同集団で同様のことが行われている。建築に着手してから七、八年を経てやっと入居し、その後も長年にわたって手をいれていく。彼らはつねに「この家はまだできあがっていない」と繰り返し、直すべきところをいくらでも見つけ出しては、出稼ぎ労働の現場と自家を往復し、やがて年金生活にはいる。若年期の奉公が結婚の準備であったように、壮年期の出稼ぎ労働は自分の家屋を建築するために必要な過程であり、それは年金生活のための準備であるように見える。

こうして長い年月をかけて建てられる家屋は、労働者の存在認識の抛り所になる。自己の家屋をもつことが、家政Ⅱ農業活動の全複合体としての「家」からの独立を意味するからである。このことは、社会的にも経済的にも長い間

「家」を単位として生活してきたN教区の人々の歴史と深く関わっている。そこで、章をあらためて社会変化の文脈の中で「家」と「家族」について考えていくことにしよう。

三 「家」・「家族」・奉公人制度

まず、「家」がN教区における社会的・経済的な生活の単位だったことを見ていこう。家政Ⅱ農業活動の全複合体としての「家」は全体としてシステムをなすので、一人の子供に不分割に相続される。そのため大多数の非相続者ないしその子孫は、住む場所を「家」の保有者に依存せざるをえない。彼らは居住の権利を得るために間借りし(同居人 Involver)⁽¹¹⁾、あるいは保有者の生活共同集団内に組み込まれ(奉公人)、「家」の周縁部から「家」経営に参加した。「家」の人的構成は、農民 Bauer(「家」の保有者)夫婦とその未婚の子供、生存中の前世代の農民夫婦もしくはその一方と奉公人から成り、しばしば「家」の建物の一部に同居人を含んでいた。⁽¹²⁾

奉公人になることによって、財産を保有しない者は生活の場所を得たのである。このような人々が農村の下層を形成した。彼らは自分たちを「小さい」Klein 者といつて、十分に土地資源を保有する農民を「大きい」Gross 人と呼ぶ。奉公は下層の生活共同集団に生まれた子供を「家」に再配置することによって、彼らに生活する場を与え、同時に「家」に必要な労働力を調達する制度であった。農業経営を行う「家」では自家の子供を労働力としてとどめておき、それでも不足する労働力を奉公という制度によって補充した。これに対して土地資源を保有しない下層の生活共同集団では、子供を外に出すことによって生活共同集団の成員数を抑制した。このように奉公人制度は「家」を保有する生活共同集団と保有しない生活共同集団の間で必要な成員をやりとりする機能を果たした。また「家」の保有者の子供たちの中からただひとりの相続者を除いて、他の子供たちを奉公人として位置づけることによって、奉公人制度は「家」の分割という危機を回避する機能も果たした。こうして教区内の「家」の数は長い間大きな増減なく維

持された。見方を変えれば、これは教区の不平等構造のしくみでもある。奉公人制度は、不平等構造の再生産に貢献することによって、「家」を基盤とした教区の社会構造を維持してきたのである。

「Zの家族」の人々のように「家」の非相続者ないしその子孫にとって、自己の家屋を保有することが重大な関心事であるのは、このような歴史的な文脈を考慮しなくては理解できない。自己の家屋を保有することは、農民に対する従属的な位置づけからの解放を象徴的に示すのである。それは、賃金労働の機会が教区の人々に与えられ、非土地保有者にも宅地が購入できるようになってはじめて可能になった。このような状況が現出する背景には、都市と教区を結ぶ交通の発達、農業の機械化にともなう農民の側からの現金収入への志向と農業労働力すなわち奉公人の需要の低下、その結果起きてきた農地の切り売りによる宅地候補地の増大、教育への関心の増大など、さまざまな要素が因果関係によって結ばれている。⁽¹³⁾ 本稿の立場から重要なのは、他家の生活共同集団に組み込まれていた奉公人がやがて自分の家屋を保有する転換である。そこに「家族」という名のネットワーク関係が現出しているのである。

ところで、このような「家族」関係は伝統的な農民の「家」にはなかったのだろうか。労働者の生活共同集団の間のネットワークは、奉公人と彼(彼女)の生家との関係から発展した。これに対して農民の「家」においては、労働年齢にある子供たちが他家に奉公に出ることなく生家で奉公人として生活した。この場合、サービス共有関係は単一の生活共同集団におけるサービスの実践として完結し、他の生活共同集団とネットワークを形成することはない。「家」においては、核になるべき母親は前代の女性農民であり、サービス共有関係の全体が「家」というシステムの中にすっぽりと覆われるのである。相続という手続きが、「家」におけるこのようなサービスの実践を法的に規定する。前代の農民と次代の農民の間で結ばれる「家」の相続契約書は財産の譲渡ばかりでなく、サービスについても言及する。相続者は、部屋と食べ物の供給、病気のときの看護などのサービスが、隠居および非相続者であるキョウダイに対して「家」において実践されることに責任をもつのである。農民の生活共同集団は、家族周期がとぎれるこ

となく「家」という枠組みの中で展開するが、サービスという側面においてもやはり「家」の枠組みの中で充足しているのである。これに対して、労働者の生活共同集団には、キョウダイ間に相続者／非相続者の明確な区分はなく、サービスも複数の生活共同集団にまたがって行われる。

したがって、複数の生活共同集団のサービス共有関係は、ほんらいは「家」という生活共同集団内において行われているサービス共有関係と同質のものだったといえる。それはもともと「家」の社会的・経済的システムの内部に親子関係を基軸として潜在していたのである。ここまで述べてきたことによって、ようやく「家族」がほんらいは「家」の内部に潜在していた関係だということが理解できる。冒頭に、家族にあててる手紙に母親の名前を代表的に用いることを述べた。農家であろうとなかろうと、そこで意図されている家族の範疇が、他出した子供の生活共同集団も包括的に含むものだということも、以上に述べてきた「家族」から了解できる。

ここで「家族」と呼ばれているのは、必要なきに育児・養育や看護のサービスの代行も期待できる人々の範疇である。「Zの家族」を見るならば、「家族」という関係がサービス共有集団として実体化されているとしかえることも許されよう。「家」という枠組みの外に創設される生活共同集団に、サービス共有関係を形成させる契機となったのが、奉公人制度のもとで維持されていた親子関係である。そこで、「家」と「家族」と奉公人制度を次のように位置づけることができるだろう。サービスの共有関係は、もともと「家」の枠組みの中で展開している生活共同集団に潜在していたが、「家」の枠組みを失うと、複数の生活共同集団を結ぶ「家族」として顕在化した。伝統的な社会・経済システムのもとにおいては「家」の維持に貢献した奉公人制度が、ここでは「家族」というネットワーク関係の実体化に貢献しているのである。しかし、「家族」が生活共同集団間のネットワークとして現れると、それは、ほんらい自立的な社会的・経済的な集団であるべき「家」と対立することになる。その対立が、現在の教区における緊張関係の中に反映していることを最後にふれておこう。

四 むすびにかえて

本稿で報告すべき事例とその分析については、前章までに述べてきた。ここでは社会史研究を参照しながら本稿で意図した問題関心を確認し、そこから展開しうる見通しを述べてむすびにかえたい。

社会史研究における奉公人制度に関する成果は、三点に要約できる。第一は、奉公人が農民の生活共同集団の労働力量を一定に保つたために大きな役割を果たしていたという指摘である。「家」経営のためにはつねに一定の労働力が必要であるが、夫婦とその子供が供給できる労働力は、子供の成長に応じて必然的に変化する。そこで、周期的に不足する労働力を補う必要があり、奉公人はそのために補充される「家」成員であるという指摘である。パークナーが、一八世紀のオーストリア農村の資料を用いて家族周期と生活共同集団の構成との関係を分析した「BARKNER 1972」。

第二は、「ライフサイクル奉公人」という考え方である。ライフサイクル奉公人とは、結婚前に他人の生活共同集団に奉公人として住み込む若者をいう。奉公人が西ヨーロッパでしばしば見られることは、前述のパークナーやアリエス「アリエス 一九八〇、三四一―三八〇」などが指摘しているが、それを一歩進めて結婚までの若年期に奉公に出ることはライフサイクルに組み込まれた社会的制度であり、それは西ヨーロッパに特有であると位置づけたものである。ライフサイクル奉公人は「ヨーロッパ結婚パターン」と密接に結びついて、西ヨーロッパで夫婦と未婚の子供から成る生活共同集団を形成すると説明された。「ヨーロッパ結婚パターン」とは、ハイナルが、西ヨーロッパの広い範囲において平均結婚年齢が男女とも高く、生涯結婚しない人の割合も高いと指摘したもので「HAINAL 1965」さらに結婚後の夫婦が世帯の長になるという特徴があげられる「HAINAL 1983」。ライフサイクル奉公人という考え方は、ハイナル、ラスレット、ミッテラウアーらが提唱している「LASLETT 1977:31-35, MITTERAUER 1985」。

第三は、このような奉公人制度が、青年時代を家族・親族的依存から解放し、個人的な生活設計を志向する軌道を

敷いていた、という解釈である。賃金を積み立てることによって新しい生活共同集団を創設するのが、奉公人のライフサイクルにおけるモデルコースをなしたと考えるわけで、そこに「都市的な家族」の形成を読み取るうとする。ミッテラウアーが提唱し [MITTERAUER 1985:194-204] 若尾も支持している [若尾 一九八九、二六一—二七]。

このように社会史研究では、奉公人制度を西ヨーロッパに特有な制度として注目し、ヨーロッパ結婚パターンとの結びつきを重視している。前章までに述べてきたN教区の事例でも、奉公人が段階的に労働者へと移行して生活共同集団を創設しているので、社会史研究から提出された解釈は興味深い。

ただし、本稿の立場はフィールドワークに基礎をおくものであり、「家族」がどのような社会関係の中に位置づけられ、あるいは展開していくのかを具体的に明らかにすることに主たる関心がある。この点が、同じような対象を扱いつながり、「近代的家族」が形成されるにいたる一般的な過程を求めようとする社会史研究と異なる。本稿の問題関心からは、複数の生活共同集団の中でサービスを共有するネットワークが「家族」という意識のもとに形成されていること、それが伝統的な「家」および奉公人制度を母胎として、教区を包み込む社会的・経済的な変化の中で形成されてきたことを明らかにした。このことが現在のN教区においてどのような意味をもつのか、最後にその見通しを述べておきたい。

ここでは「家族」のネットワークと政治的な関係との結びつきについて取り上げよう。ある人の政治的な立場の選択は「家族」のネットワークに拘束されるし、また他の者もネットワークにおける位置から彼(彼女)の立場を判断しようとする。

まず、農民と労働者の間の緊張関係があげられる。その場合、労働者は「家族」のネットワークを媒介として連帯するが、農民は労働者のように他の農民と密接に連帯することはない。農民の「家」は、ほんらいできるだけ他に依存しないで自立できることが望ましい姿である。ところで、N教区の農民の「家」の数にほとんど変化がないのに対

し、労働者の生活共同集団は今日ますます増加つつある。そこに労働者が次々とネットワークをはりめぐらしていくことは、地域の政治関係に少なからぬ意味をもつ。

このような「家族」のネットワークによる連帯が、教区の生活のさまざまな場面にあらわれる。たとえば、N教区では少数派言語であるスロヴェニア語をめぐる対立があり、「家族」のネットワークによる連帯はここでも重要である。このような複雑な問題の場合には、ひとつの生活共同集団が複数のネットワークの網の中におかれる。少数派問題を、教区にはりめぐらされたネットワークの中で、社会変化と重ね合わせてとらえなおしてみるならば、従来、論じられることのなかった問題の断面が明らかになるのではないだろうか。

具体的な分析は将来の課題として、ここでは、本稿で述べてきたことが今後展開しうる方向を示唆することで、結びにかえたい。

謝辞

本稿は、平成三年度科学研究費補助金、奨励研究(A)（「オーストリア農村の近代化にみる労働者家族のネットワーク形成過程一八七〇—一九八九」課題番号〇三七一〇一三八）による研究成果の一部である。本稿のもとになる調査は、オーストリア政府留学生（一九八七—一九八八年）、日本学術振興会特別研究員（一九八八—一九八九年）として合計一七ヶ月ほど行った。また本稿の一部は、京都大学人文科学研究所（共同研究「家族とハウスホルドの比較史研究」代表、前川和也——一九九一年六月二五日）および近衛ロンド例会（一九九一年六月二六日）においても発表させていただいた。その折りにご意見、ご助言を下さった方々、および関係諸機関にこの場を借りてお礼申し上げます。

註

(1) プルンナーは同じ論文の中で、旧ヨーロッパの経済概念の背景に「家」の内的一体性が存在していた、そしてこの経済概念が今日の農民のなかに残っている思考様式に対応する、と述べている「プルンナー 一九七四、一五四—一五五」。

(2) 農村の「家」概念については拙稿「森 一九八九、二三―二九」を参照されたい。

(3) 「生活共同集団」は、事象のレベルから生活を共同にする人々の集団をとらえた語である。「世帯」という語には世帯の基準を何によって定めるかという議論があり、その基準は研究者によって、また研究対象とされた社会によって微細な相違がある。しかし、ある社会の事例から提出された基準を別の社会の事例にあてはめてみても、バリエーションが限りなく増えるばかりである。このような基準に関する議論を棚上げにして、事象のレベルから集団をとらえるのは、当該社会の文脈の中で集団の動態を見ていこうとするためである。拙稿「森 一九八九、二一―二二」を参照されたい。

ただし、本稿においても「世帯構成票」という語の中に世帯という語を含んでいることをあらかじめ断っておく。そこでは表現の簡潔さが重視され、用語上の混乱もないと判断したためである。

(4) 老齢の母親を介護する事例については、別稿「森 一九九一b」で報告した。

(5) 奉公人は一年契約で、奉公人は自分で奉公先を選んだ。年少の奉公人の場合は、親が子供にかわって奉公先を決めた。

(6) 「養い子」という語から、養育する者とされる者の間に奉公人とは区別される何らかの精神的あるいは儀礼的な結合を予想しがちであるが、N教区において調査した限り、養い子と奉公人の間にそのような相違はない。養い子の堅信礼(一二歳)の代母に、養い子が住み込んでいる農家の主婦がなった例がある一方で、奉公人が産んだ子供の洗礼の代母に、住み込み先の農家の主婦がなった例もある。養い子と養い親との間に儀礼的結合を見いだすならば、奉公人と奉公先主人との間にも儀礼的関係が存在する。むしろ、養い子も奉公人も住み込み先の生活共同集団において、主人夫婦の子供に準じた位置づけを与えられていたことに注意するべきである。

(7) 世帯構成票の作成については拙稿「森 一九九一a」を参照されたい。

(8) N教区では、未婚の女性が子供を出産する例が伝統的に多い。このような女性の中には、後に子供の父親にあたる男性と結婚する例も多く、その場合子供は両親が結婚してから父親とともに生活する。子供の父親とは別の男性と女性(母)が結婚する場合、子供は自分の母の母(祖母)のもとで養育される場合もあるし、あるいは結婚した母の生活共同集団に加わる場合もある。後者の例は拙稿「森 一九九一a」に報告した。このように、子供の母親が未婚のときに産んだ子供を *lediges Kind* (未婚の子供)と呼ぶ。*lediges Kind* であること、あるいは *lediges Kind* を出産したことに対して、N教区でとくに否定的な評価を与えることはない。そのため、*lediges Kind* を日本語に訳すことはむずかしい。「私生児」には否定的な価値が

与えられているので適当ではない。本稿では、できるだけこのような価値判断から免れた表現として「庶子」を用いることにする。

(9) 生活共同集団の規模を成員の年齢を考慮して求める方法はいくつかある。たとえばカーターは、生活共同集団の成員が生産および消費に貢献する程度を、年齢に応じた割合として定め、生活共同集団を単位とした生産量、消費量を算出している。例をあげると、○歳の消費比は二七％、生産比は○％で、八歳ではそれぞれ七五％と三三％、一三歳で九三％と六六％、一六歳で一〇〇％と八〇％である。彼はさらに生産量の消費量に対する割合を求め、それを生活共同集団をとらえるための重要な指標のひとつに数えている〔Carter 1984: 69-66〕。カーターの計算については別の機会に検討しよう。ここでは成員の年齢を通時的に跡づけていくことが、生活共同集団を分析するための重要な戦略になることを確認することにどめておく。

(10) 国境に接しているN教区には、国境警備兵のための住宅があり、その一部が教区住民の住宅として利用されている。

(11) 「同居人」と「奉公人」は、「家」への帰属の程度によって区別される。奉公人は「家」の構成員として農業経営に参加し、日常生活もともにするが、同居人は間借りして住んでいる者で、ほんらいは「家」の家政・農業経営から独立している。

N教区で一九七〇年ころまで見られた同居人は、臨機的に農業経営を手伝って居住の権利を得たが、食事や睡眠など、日常生活共同については「家」の保有者の生活共同集団とは別だった。奉公人が未婚者だったのに対し、同居人の多くは、職人の夫婦や未亡人などの既婚者だった。

(12) 奉公人と農民（奉公先の「家」の保有者）の間には、血縁関係がある場合とない場合があった。血縁関係にある奉公人とは、農民のキョウダイや前代の農民のキョウダイなどである。N教区教会の洗礼記録や婚姻記録の記事がそれを明確に示している。私が一八六〇年以降のN教区の洗礼記録を分析したところ、当事者を特定するために記載される事項は、①名前、②「どこ」に任んでいる「何」である、③親の名前である。②で「どこ」にあたる事項は「家」の名前で示され、「何」にあたる事項は「農民」（自立的な農業経営を行う「家」の保有者）、「コイシュラー」Kuschler（自立的な農業経営ができない不完全な「家」の保有者、Z夫婦はコイシュラー）、「奉公人」、「同居人」などに大別される。このほかに農場労働者や教師、警察官などの例もある。「奉公人」と記されている者の系譜関係をたどっていくと、奉公している「家」の保有者夫妻のキョウダイや子供、庶子、オジ・オバ、あるいはその庶子である例が多い。「家」の息子（娘）というように、「家」と親族関係を示す語を結び付けて表現している例も、生活共同集団における位置づけとしては、同じ内容を示していると考えられ

る。ある農民の子女が、他の「家」で奉公人になっている例も少なくない。これらから、奉公人と子供の区別が曖昧だったことを読みとるべきであろう。見方を変えれば、血縁関係にない者が血縁関係にある者と同様に「家」に取り込まれるということでもある。このように奉公人に血縁・非血縁の区別がほとんどないことは、オーストリアの他の地域においても一般的だったことが報告されている【MITTERAUER 1990: 264】。N教区では、奉公人は一九七〇年代以降減少した。

- (13) このようなN教区の社会変化については別稿【森 一九八九】でふれた。
 (14) また、「ミッテラウアー」は、ライフサイクル奉公人に関して最近講演を行った。

“Der Europäische Sonderweg der Familienentwicklung unter besonderer Berücksichtigung des Gesindewesens”
 (一九九一年四月二日、京都大学人文科学研究所)

引用文献

- アリエス、P. 一九八〇 『<子供>の誕生』みすず書房 (Aries, P. 1960 *L'Enfant et la vie familiale sous l'Ancien Régime*, Paris : Seuil.)
- BERKNER, L. K. 1972 The Stem Family and the Developmental Cycle of the Peasant Household: An Eighteenth-Century Austrian Example, *American Historical Review* 77 : 398-418.
- ブルンナー、O. 一九七四 「全き家と旧ローマンの『家政治』」『ローマン——その歴史と精神』岩波書店 (Brunner, O. 1966 *Das <ganze Haus> und die alteuropäische <Ökonomik>, Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*, Goettingen: Vandenhoeck und Ruprecht, 103-127.)
- CARTER, A. T. 1984 Household Histories, *Households*, R. M. Netting, et al. (eds.), Berkeley: University of California Press, 44-83.
- HAINAL, J. 1965 European Marriage Patterns in Perspective, *Population In History*, D. V. Glass and D. E. C. Eversley (eds.), London: Edward Arnold, 101-143.
- 1983 Two Kinds of Preindustrial Household Formation System, *Family Forms in Historic Europe*, R. Wall, et al. (eds.), Cambridge : Cambridge University Press, 65-104.

- LASLETT, P. 1977 *Family Life and Illicit Love in Earlier Generations, Sociology*, Cambridge : Cambridge University Press.
- MITTERAUER, M. 1985 *GesindeDienst und Jugendphase im europaischen Vergleich, Geschichte und Gesellschaft* 11: 177-204.
- 1990 *Gesindeleben im Alpenraum, Historisch - Anthropologische Familienforschung : Fragestellungen und Zugangsweisen*, Wien : Boehlau, 257-287.
- 森 明子 一九八九 「生活共同集団の展開過程とエステイトの維持——オーストリア、ケルンテン州N教区の事例から」『民族学研究』五四—一、二〇—四三
- 一九九一 a 「ライフヒストリーと世帯構成票」『民博通信』五二、四〇—五六
- 一九九一 b 「オーストリア農村における『家の墓』と女性のサービス」『国立民族学博物館研究報告』一六—二、二二三—二六〇
- 若尾祐司 一九八九 「近代ヨーロッパの家族と親族——ドイツを中心に」二宮宏之ほか(編)『シリーズ世界史への問い、4 社会的結合』岩波書店、一七一—四五